

仕 様 書

1 業務名

岡山市児童館・児童センター自動体外式除細動器（A E D）賃貸借

2 設置台数及び設置先

設置台数 14台

設置先 岡山市児童館・児童センター14館

※ 所在地については別紙のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和13年10月31日

4 賃貸借期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日（60ヶ月）の長期継続契約

※岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条約（平成18年岡山市条例第78号）に基づく長期継続契約

5 機器引渡し期限

令和8年10月31日まで

6 賃借料の支払い

以下に掲げる方法による毎月払いとする。

- ・月額賃借料は契約総額を60月で除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、初回の月額賃借料に加算する。）。
- ・賃借料は毎月請求書を受領したのち30日以内に支払うものとする。

7 機能・規格等

- ・一般市民の使用可能な医療用具として、薬事法に基づく承認を受けているもの。
また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- ・通常波形は二相性のものであること。
- ・納入するA E Dは新品であること。
- ・ショックが必要であると判断した後でも、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消す（キャンセル）機能があること。
- ・機器本体がセルフテストを毎日実施していること、また、不具合等が生じた場合は、その不具合を確認するまで音等で警告する機能を有すること。

- ・成人、未就学児の小児どちらに対しても使用できること。また、未就学児の小児に使用する場合、切り替えスイッチまたはオプション品の使用により出力エネルギーを減衰できること。
- ・AEDの一連の操作の日本語の音声ガイダンス機能に加え、CRP（心肺蘇生法）のコーチング機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
- ・除細動パッドは予め本体に装着されていること。

参考製品

- ・ フクダ電子株式会社 AEDベネハートC1A

8 付属品等（AED 1 台あたり）

- ・ バッテリー：1 個
- ・ 除細動パッド：2 組
※バッテリー及び除細動パッドは契約期間を通して期限切れのないように交換すること
- ・ 収納バック（キャリングケース）：1 個
- ・ AED 設置ステッカー：1 枚
- ・ AED 救急セット（タオルまたはガーゼ、衣服切除用はさみ、感染防止用手袋、人工呼吸補助用具、剃刀または脱毛テープ）
- ・ 取扱説明書（日本語）：1 冊

9 保守管理

保守については落札業者が費用を負担し、全面的な責任において下記のように行うものとする。

- ・ 1 年に 1 回以上の保守点検を行い、結果を担当課及び設置場所担当者に報告すること。なお、保守点検については、消耗品・アクセサリーの損傷の有無及び有効期限、本体外装のひび割れ等の損傷の有無を目視点検のこと。これらの点検が確実に履行できるのであれば、保守点検の資格等は不要とする。
- ・ バッテリー及び除細動パッド等の消耗品および本体はメーカーが保証する使用期限が経過する前に新品と交換を行い、即使用できる状態にすること。
- ・ 除細動パッド等消耗品の使用時は、無償で補充すること。
- ・ 消耗品の交換作業については、前もって本市に期間を申し出たうえで、日程調整を設置場所の担当者で行うこと。
- ・ 修理等が必要になった場合の対応先について、わかりやすい位置に表記すること。
- ・ 万一の故障時には、修理依頼の連絡を受けてから、速やかに現地にて対応すること。
- ・ AED の修理等の状況により持ち帰る必要がある場合は、同機種以上の代替を用意すること。
- ・ 破損・故障に関する保険を付すること。

10 説明

契約業者は設置場所の職員から求められた際には適宜、AED の仕様、取扱方法、注意事項等

の説明を行うこと。なお説明に必要な資料・経費は契約業者の負担とする。

1 1 納品・回収等

- ・ A E Dは設置場所の担当者と日程調整を事前に行ったうえで担当者の指定する場所に設置すること。
- ・ 設置に際して、機器の梱包に使われた段ボール、発泡スチロール等の梱包材は契約業者において回収、破棄するものとする。
- ・ 契約終了後には、契約業者が各設置場所から A E Dの回収を行うこと。またその際には設置場所の担当者と日程調整を事前に行うこと。

1 2 その他

- ・ 心肺蘇生（救急蘇生）に関するガイドライン変更に伴い、機器設定の変更が必要になった場合は、遅滞なく担当課に報告協議の後、無償にて対応すること。
- ・ 契約にあたっては、賃貸借機器一覧表（様式は任意）を提出すること。
- ・ この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除する場合がある。